

社会福祉法人新座市社会福祉協議会の管理職員の範囲を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、事務局職員の管理職員の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員の範囲)

第2条 事務局に勤務する職員のうち、管理職員とする者は、事務局長、副局長(参事)、課長、副課長(専門員)の職を有する者とする。

附 則

この規程は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認を受けた日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会の管理職員の範囲を定める規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。